

2011年2月8日

REACHにおけるSVHCの0.1%閾値運用問題への化学業界懸念

(社) 日本化学工業協会

REACH 規則の「成形品中の物質に対する要件に関するガイダンス」において、SVHC の届出および情報伝達義務の0.1%閾値分母は、「article as produced or imported」とされており、製造または輸入される成形品単位 (whole article) に適用されてきた。しかしながら、デンマークを含む6カ国等はこれに対して異論を唱えており、「once an article—always an article」の考えにより、複合成形品における部品単位にまで0.1%閾値分母を適用することを主張しており、未だに合意にいたってないと理解する。

現行ガイダンスの運用を変更する上記の異論に対して、化学産業として以下の懸念を表したい。

- 1) 2010年10月のCARACAL会議で提出された「once an article—always an article」の「article」の定義が明確でなく、実際の分母が何であるかが不明であるため、その運用に関し、欧州域内外サプライチェーンにおいて混乱が生じると予想される。さらに微細な部品単位まで管理するために、川下ユーザーから使用混合物について届出および情報伝達の義務のない物質や工程管理のための組成の情報開示要求が高まり、供給者のCBIが侵害される恐れがある。また、過剰な情報開示に対応するための負荷が増大することが懸念される。
- 2) 欧州の輸入者あるいは商社にとって、最終製品レベルであればSVHC使用用途は単純でありその情報把握は可能であるが、部品レベルになると届出・情報伝達の件数は確実に増大する上に、SVHCの使用用途・ユーザー把握は多岐にわたり現実には極めて困難になることが予想される。
通常、部品・調剤メーカーは下請け等中小企業が多く、また第三国を介するケースもある。さらに第三国等において情報提供は必ずしも規制等で義務付けられてないが、これらの立場に立つと、欧州域外においては、最終製品輸出に関して、直接、輸入業者への物質・濃度情報提供は実質不可能であり、また輸出後最終的な物質質量・用途はトレースが不可能に近いと予想される。